

屋外広告物許可申請手数料算定一覧

種 類	種 類		手数料額	
	第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの (第3種のものを除く。)		表示面積5平方メートルまで ごとに
第2種	袋井市屋外広告物条例第4条第3項第2号から 第4号までに掲げるもの (第3種のものを除く。)		1枚、1本又は1個につき	130円
第3種	照明装置のあるもの		表示面積5平方メートルまで ごとに	1,590円
第4種	はり紙(第3種のものを除く。)		100枚までごとに	390円
第5種	看板その他これに類する もの (第3種のものを除く。)	巻き付けて取り付けら れる広告物	1組につき	260円
		上記以外のもの	1個につき	